

## 第 2 3 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和7年5月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

### 出席委員（21名）

1 番 岡 田 幸 一	3 番 笹 沼 恭 一	4 番 市 村 正 司
5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広	8 番 一 木 克 昭
9 番 安 邦 弘	10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇
12 番 大 圖 金 雄	13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子
15 番 外 岡 健 寿	16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成 一
18 番 高 安 幸 一	19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉
21 番 今 関 征 一	22 番 浅 井 紘 一	24 番 高 橋 基

### 欠席委員（3名）

2 番 松 橋 裕 子	7 番 小松崎 陽 子	23 番 加倉井 幸 夫
-------------	-------------	--------------

### 事務局

事 務 局 長 吉 川 正 浩	次 長 岩 間 雅 徳
次 長 補 佐 海 野 尚 史	農 地 係 長 谷 津 知 一
農 地 係 塚 田 一 平	農 地 係 野 村 俊 貴

### 内 容

#### 1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について

#### 2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

## 会 議 の 概 要

事務局 皆様，おはようございます。

本日出席予定の皆様おそろいですので，ただいまから総会を始めたいと思います。  
では，会長，よろしく願いいたします。

会 長 皆さん，おはようございます。

5月の半ばになりますと，ほとんど田植も終わったかと思います。農業委員の中でも2，3人の方は，まだ最中だそうですが，疲れもピークだと思います。

前日も申し上げたのですが，今般，このメンバーでの最後の研修となります北海道での2泊3日の研修が，いよいよ具体化してきました。早めに申込みしたので，北海道大学も正式に受入れをしてくれることになりました。これは，2日目の午後2時から3時半，前も申し上げたようにスマート農業，ドローンなどを使った最先端の研修をしてこようと思っております。

そして，予定になっております富良野ではスガノ農機を見学します。スガノ農機は北海道が発祥の地で，そこでの活動が100%ではないのですが，そこを見てくることがほぼ確実にしております。

そういう内容の研修視察になろうかと思っております。

昨日まで雨で，明後日も雨になるそうですので，本日もまた帰ってからいろいろお仕事があると思いますので，スピーディーに審議を進めてまいりたいと思いますので，ご協力よろしく願いいたします。

議 長 それでは，ただいまから第23回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は21名，欠席委員は3名であります。よって，過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき，会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして，議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任との声でしたが，議長が指名をすることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは，異議なしと認め，議長より指名をさせていただきます。

21番の今関征一委員，そして24番の高橋基委員，よろしく願いします。

初めに、議案の取下げがありますので、事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案の取下げがございますので、お手元の第23回総会（取下）と記載された用紙をご覧ください。

取下げ案件は1件です。

議案書の9ページになります。議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第13項になります。令和7年5月12日に申請人から取下願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が20件、農地法第4条の審議案件が5件、農地法第5条の審議案件が28件、土地現況証明が1件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が11件、農地法第4条の届出が6件、農地法第5条の届出が15件、農地法第18条第6項の通知が1件、制限除外の農地の移転届が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして88件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を17番の関成一委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われるので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

この件に関しましては, 4番, 市村委員の担当地区も含まれていますが, 私がまとめて意見させていただきます。

この件に関しまして調査検討した結果, 法令に照らし許可相当であると思われま。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

続いて, 第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが, 契約内容は贈与であります。受人は自家消費するため申請地を受贈し, 耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番, 皆川です。

受人は, 家庭菜園を行いたいということで, いところから贈与を受けるとということで, 調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

続いて, 第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

続いて, 第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は, 自宅に隣接し,  
自家消費するため譲り受け, 耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

受人は自給的農家として, 家庭菜園を自分の宅地のすぐ脇だということで, 行いた  
いということでした。渡人は, この土地は, 管理がなかなか難しく, 買ってもらえれ  
ば非常に助かるということでした。調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思  
われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。23番の加倉井委員の代理調査発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。23番、加倉井委員の代理調査発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ので、ご審議よろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自宅に隣接し、自家消費するため譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

受人は自宅の脇の農地を取得して、家庭菜園として耕作したいそうです。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきましても、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。  
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきましても、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。  
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、自宅に隣接し、自家消費するため、申請地を受贈し、耕作したい旨の申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われま  
す。なお、受人の方は自給的農家ということで、自宅に近いところの土地ということで、いとこの方より贈与を受けて作物を作るということでございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、いところから農地を譲り受け、耕作を引き継ぐため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。  
皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

まず、第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えて  
の申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

この件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。  
皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えて  
の申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

この案件に関しても調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番, 皆川です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請でございます。申請地は, 広がりのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と思料されますが, 農地法施行令第4条第1項第2号イの例外規定に該当すると思われま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えて  
の申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番，市村です。

この案件につきましても調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま  
すので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

この件に関しまして、ここは、私が小さい頃から、山だったんです。クヌギの非常に大きい木があって、とても畑だと思えなかったんですが、畑だということで、調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われまして。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われまして。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。  
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

安委員 9番、安です。

この件に関しましても調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われま  
す。ご審議よろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。  
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に医院と歯科医院があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，雑種地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのご意見でございます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ておりま

す。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。3番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。3番, 笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。  
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。  
調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのこと。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。  
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

安藏委員 5番、安藏です。

14項なのですが、13項は取下げになっています。13項も調査いたしました。それで、太陽光発電設備を設地するに当たって、周りに農地がたくさんありまして、地権者も非常に多いです。それで、推進委員にも協力していただいて、水戸市のタブレットを利用して、航空写真を基に近隣の農地を調査したところ、13項の取下げの部分に中畑、道路に面していないような畑がありまして、この太陽光発電設備を設地されると、

代々土地を半世紀以上通って管理していたのですが、耕作などに差し支えが出るということで、一応、事務局の方にも知らせまして、業者と相談した結果、事業計画を作り直すということでの取下げになっています。

14項の場合は、中畑とか近隣農家には迷惑かけないということなので、14項は調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 14項については、関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討したところ、周りの農地にも迷惑がかからないみたいなので、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。23番、加倉井委員の代理調査発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございます。異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございます。異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございます。異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございます。異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この件につきまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございます。異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項、第24項は関連がございますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項及び第24項は関連がございますのでまとめてご説明いたします。

契約内容は、第23項が売買で、第24項が賃貸借であります。申請人は、廃棄物収集運搬業を営んでおりますが、隣接地を駐車場利用するに当たり、既存壁の越境が判明したため、手続が未済のための申請と、隣接地を駐車場利用するに当たり、道路幅員が狭く不便なため、道路を拡幅したい旨の申請でございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第1項第2号ニの例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 14番，渡邊です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第25項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

浅井委員 22番，浅井です。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第26項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第26項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思量されますが，農地法施行令第11条第1項第2号イの例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番，深谷です。

受人と渡人は互いに親子であり，調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第27項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第27項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，土地改良区域内の農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第28項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第28項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきましても、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第29項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第29項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われれます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。  
事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてご説明いたします。

資料は別紙1をご覧ください。

第1項、米沢町の畑4,075平方メートルの土地につきまして土地現況証明願があり、農業委員3名と事務局職員1名で現地調査をした結果、転用目的どおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま、事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画(一括方式)案に係る意見聴取についてを上程します。

この中に、雨谷克己委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(雨谷克己委員一時退席)

議 長 それでは、事業担当課から先行して説明をいたさせます。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明いたします。

それでは、議案第5号 農用地利用集積等促進計画(一括方式)案に係る意見聴取についてご説明いたします。

雨谷克己委員に係る賃借農地につきましてご説明いたします。

賃借農地につきましては、促進計画書(一括方式)のページ29、30ページの4筆でございます。こちらは全て田で、設定面積8,080平方メートル、設定期間は9年、設定者2名、取得者1名でございます。賃借設定日は令和7年7月1日を予定しており

ます。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま、事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました賃借設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田が設定面積10万7,026平方メートル、畑が設定面積2万8,224平方メートル、設定者52名、取得者26名でございます。

賃借権等の設定日は令和7年7月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ等に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画(再転貸)案に係る意見聴取についてを上程します。

この中に、雨谷克己委員に係る案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(雨谷克己委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をいたさせます。

事業担当課 それでは、お手元の資料別紙3をご覧ください。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画(再転貸)案に係る意見聴取について説明いたします。

雨谷克己委員に係る賃借農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、促進計画書(再転貸)の2ページの10筆でございます。こちらは全て田で、設定面積1万1,790平方メートル、設定期間は3年、8年、設定者1名、取得者1名でございます。

設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。貸借設定日は令和7年7月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました貸借設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただきました面積を除きますと、田が設定面積2万9,136平方メートル、畑が設定面積4,103平方メートル、設定者2名、取得者6名でございます。

賃借権等の設定日は令和7年7月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

（事業担当課退席）

議 長 次に、報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第23回総会を閉会といたします。

ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午前10時25分